

欽明天皇の磯城嶋金刺宮について

前田 晴人

On Shikishima-Kanasashi no Miya of EMPEROR KINMEI

Haruto MAEDA

目次

- 1 序論
 - 2 「磯城」の周辺
 - 3 磯城県と県主
 - 4 磯城嶋宮の位置
 - (1) 倭者師木登美豊朝倉曙立王
 - (2) 崇神・垂仁天皇の宮号
 - (3) 磯城嶋金刺宮
 - (4) 斯鬼宮
 - 5 太陽神の神籬
 - 6 結語
- 註

キーワード 磯城嶋・城島遺跡・粟殿遺跡・大和の衢

要旨

欽明天皇は書紀紀年によると540年から571年まで在位したと伝えている。その宮室は『古事記』が師木嶋大宮とし、『日本書紀』は磯城嶋金刺宮と記す。天皇の治世には百済から仏教が伝来し、大陸・半島の文化の流入が活発化した。内政においては世襲王統の純化が促進され、また蘇我氏の台頭に伴い国造制・伴造部民制・屯倉制・氏姓制などの新たな統治機構が整備され、さらに「帝紀・旧辞」の編纂や祭官の設置により神祇制度の改革が実施された。本論では歴史地理学や考古学の発掘調査の成果を援用しつつ文献史学の立場から磯城嶋金刺宮の位置を究明してみたが、磯城嶋という特殊な宮号の由来を筆者の独自の視点から検討し、欽明朝をヤマト王権成立過程の画期としてその一面を描き出すことに努めた。

1 序論

古代の王者の政治的経済的拠点である王宮については、7世紀代の舒明・皇極（齊明）・天武などの天皇の宮殿跡（飛鳥京跡）が飛鳥地域で発掘調査されており¹、大和以外の地域では孝徳朝の難波長柄豊埼宮²、天智朝の近江大津宮³などの遺構が検出されているが、推古朝以前の時期の宮跡はいまだその位置や規模・構造などを知るための手がかりとなる遺跡が発見されていない。歴代天皇の宮居に関しては「帝紀」に関わる重要事項として基本的に『古事記』・『日本書紀』⁴の各天皇紀末尾に掲載されている⁵が、それらの記載を実証する確実な遺構がまだ見つかっていないのである。しかし、5、6世紀の宮室伝承には何らかの根拠のあるものが存在した蓋然性があり、確実な考古学的実証の裏付けを得た論議でないとはいえ、文献史学の立場からの検討を試みる価値が全くないとは言えないと考えられる。

さて、表題に記した欽明天皇の宮室について、『古事記』は「師木嶋大宮⁶」と記し、『日本書紀』には「磯城嶋金刺宮」とあって、「倭国磯城郡磯城嶋⁷」がその所在地であると伝えている。磯城に本格的な宮居を構えた天皇は欽明天皇が最初とみられ、また欽明天皇は実在性の確かな天皇であり、その宮室もこれらの所伝の通りであったと考えられる⁸が、それではその所在地はどこに求められるのか、さらに宮室の位置を推定し得た場合、欽明朝とその前後の時期の歴史的な意義を論じる上で重要な手がかりとなるのではないかと考えられる。本論ではこうした課題に接近するための方法論を披歴し諸賢の批判を得たいと思う。

ところで、欽明天皇の宮居の所在地名になっている「磯城（シキ）」は、文献の上では師木・磯城・志貴・志紀など多様な文字で書き表されており、孝徳朝に施行された評制以後の行政地名では城上（志紀上、志貴上）・城下（志紀下、志貴下）という評や郡の名称になり、かなり広大な地域を含む概念に変質した。しかし、「磯城邑」という語が『日本書紀』神武即位前紀にみえるように、起源的には幾つかの村落の集合体に発することが予想され、その村落集合体が王権との政治的なつながりを持つことによって広域的な行政地名に変容したと考えられる。磯城の地名が重視されるようになるのは、石列で囲まれた太陽神の祭場である「磯堅城神籬⁹」が当地に設置されたことに淵源し、とりわけ5世紀後半以後、雄略天皇や欽明天皇の宮室が磯城の地に設置されたことを契機としていると考えられるのであり、なかでも欽明天皇が30数年間にわたり磯城嶋金刺宮を拠点として天下を統治した王者であったことを重視する必要があるだろう。

1 狩野久・木下正史『飛鳥藤原の都』（岩波書店、1985年）77-91頁。

2 中尾芳治『難波宮の研究』（吉川弘文館、1995年）2-96頁。

3 林博通『大津京跡の研究』（思文閣出版、2001年）3-38頁。

4 本論で引用する『古事記』『日本書紀』は日本古典文学大系『古事記・祝詞』（岩波書店、1958年刊行）、日本古典文学大系『日本書紀』上・下（岩波書店、1965年、1967年刊行）である。

5 武田祐吉『古事記研究 帝紀攷』（青磁社、1944年）165-242頁。

6 『古事記』欽明段。

7 『日本書紀』欽明元年7月条。

8 吉村武彦編『古代を考える 継体・欽明朝と仏教伝来』（吉川弘文館、1999年）1-46頁。

9 『日本書紀』崇神6年条に、「天照大神を以ては、豊饒入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ」とある。因みに神籬（ヒモロキ）とは神が降臨する聖所の意（日本古典文学大系『日本書紀』上・153頁頭註15を参照）。

2 「磯城」の周辺

磯城の由来となった地域は一体どこなのかをまず明確にしようと思う。但し、近代以後の地名のように古代地名はその境界線を明確化することは困難である。藤原京や平城京のような都城の場合には、計画的に敷設された縦横の大路や築垣・側溝などの存在によって地域区画を明別することが可能であるが、同じ都城でも倭京・難波京・大津京など7世紀代の宮都に関しては京域の存在そのものを明確な形で特定することができておらず、むしろ何らかの宗教的な觀念に基づく京域空間の概念があったらしいのであり、都城の対象とはならなかった磯城については、該当する地域の中心部がどこに当るか大まかな範囲を推測するという形に落ち着かざるを得ない。

さて、これからの検討に便利のように掲載した地図（第一図）を参照していただきたい。この地図は奈良盆地東南部の桜井市街地を中心とした地域に該当し、図の右側すなわち東側の地域は御諸山（三輪山¹⁰）と鳥見山を始めとする山地で、図の左側つまり西側が盆地の平坦部になっている。右下の地域は初瀬川が長谷の溪谷から平野へと流出する出口になっており、谷が平野に向けて扇形に開いているのがよくわかる。付近を流れる河川は一様に東南方向から西北乃至西方向に流路を持っており、初瀬川・粟原川・寺川・巻向川などが当地を流れる主要河川である。地図の上方の山麓部に箸墓古墳をはじめとする古墳時代前期の巨大な王陵が分布し、鳥見山の北麓にも王陵級の桜井茶臼山古墳がある。近年に発見調査された3世紀前半期の巨大建物群の所在地はJR桜井線巻向駅に接する地点に当る。問題となる磯城の発祥地域は元来この地図の範囲のいずれかの地域であるとみられ、もう少し絞り込んだ形で言うと御諸山の南麓から南西麓にかけての地域であると予測される。

それではまず、地図上に引いた古代道路の検討から論議を始めることにしたい¹¹。最初に地図の下方を東西に走る「横大路」について述べる。奈良盆地には古代からの横大路が二路線あり、その一つは河内東南部の柏原から竜田・斑鳩・樺本を経て都祁高原を結ぶいわゆる竜田道（北の横大路）であり、もう一つが南の横大路である。この道は摂津の堺を起点とする河内の竹内街道が二上山麓の当麻に通ずる道で、盆地内では当麻から高田・八木を経て桜井・長谷・伊賀方面に至る。当麻から桜井市仁王堂の小西橋までは直線区間で、仁王堂から東は、鳥見山北麓の尾根に規制されつつやや北に振れながら慈恩寺の追分集落に達する。外山の東端宇陀ヶ辻で忍坂・粟原・女寄峠を経て宇陀方面に向う支路を分岐しており、その直後に初瀬川を渡河するようになっていたらしい。横大路は推古朝頃には飛鳥の京の北の境界を画する幹線道路であったと推定できるが、道路としての起源はそれよりかなり古くに遡る可能性が高い。奈良盆地は南高北低の地勢になっているから、盆地南部地域を直線で横断する幹線交通路がきわめて古い時期から機能していた蓋然性が高いからである。

¹⁰ 三輪山の本来の山号は御諸山（御諸岳・三諸山）であったので、本論でも原則として御諸山と記すことにする。

¹¹ 以下に記述する奈良盆地内外の古代道路については、岸俊男『日本古代宮都の研究』（岩波書店、1988年）67～117頁の論述をベースとし、私見を加味して叙述している。

次に図の中央よりやや左側を南北に延びる直線の道路が「上ツ道」である。この道は現代でも多くの区間が生活道路として使われており、桜井市芝付近から北の地域では昔の街道の名残がみられる。近世では大坂から奈良を経て長谷・伊勢に至る参宮街道であり、中世には京都から奈良を経て長谷寺を目指す観音信仰の道となっていた。旅人は桜井駅西南の仁王堂前の分岐点で左折して横大路に入り、東行して長谷寺を目指したわけである。

しかし、「上ツ道」の由来はもっと古く、推古朝頃に飛鳥の京を中心として盆地東縁を南北に縦貫する幹線道路としての機能を持っていた。地図の左範囲外には「中ツ道」「下ツ道」がそれぞれおよそ二キロメートルの間隔で並走しており、これら三道は計画的に敷設された道路であることがわかる。「上ツ道」そのものは、先ほどの仁王堂から南下し、阿倍文殊院付近で南南西方向にカーブしながら飛鳥に至る路線部分を「阿倍山田前之道¹²」と呼んだようで、壬申の乱前後の時期には倭京の東縁地域と飛鳥中心部を東西に結ぶ基幹道となっていた。

ただ、最近の纏向遺跡における3世紀前半期に遡る大型建物の発掘調査¹³は、未発掘の遺構の東接部に何らかの形で幹線道路の走行を想定させるものであることから、盆地東縁の高燥地に沿ってかなり古い時期から「上ツ道」前身古道が存在したことを推察してもよいのではなかろうか。そして当該道路をいわゆる「山辺道」とみなすことも可能である。

そこで次に「山辺道¹⁴」を検討する。地図中には東海自然歩道の記述があるが、奈良市の佐保・春日から天理市の櫛本・布留を経て桜井市の慈恩寺までの山麓部を屈曲しつつ縦走する区間を「山辺道」と称し、歴史と自然に恵まれた散歩道として多くの人々に愛好されており、筆者も学生時代以来この道を何度も歩いてきたが、現在では地図に示したように自然歩道に指定されている区間の大半は本物の「山辺道」ではなく、現代人の恣意的な発想に基づく作り道だと考えている。現代人が自然環境に求める癒し空間と古代人にとっての生活道路とを混同するのは学問的には意味がない。「山辺道」の名は次に記すように天皇陵号に含まれている。

- ・御陵在山辺道勾之岡上（『古事記』崇神段）
- ・葬于山辺道上陵（『日本書紀』崇神紀68年12月条）
- ・御陵在山辺之道上（『古事記』景行段）
- ・葬大足彦天皇於倭国山辺道上陵（『日本書紀』成務紀2年11月条¹⁵）

崇神・景行両天皇が実在した可能性はほとんどない。しかし現実これら巨大王陵が現存し、陵墓の位置関係を山辺道の存在によって記述していることは、上ツ道が造営されるよりかなり以前に盆地東縁地帯を南北方向に縦貫する基幹道路が存在したことを示唆するもので、それが文字通りの「山辺道」であったと考えられてきたが、山辺道はあくまでも上ツ道に先行す

12 『日本霊異記』（岩波書店、1967年）上巻・第一に「阿倍山田前之道」と記す。磐余から山田・雷丘・豊浦を経て軽衡に至る飛鳥の幹線道路である。

13 橋本輝彦「纏向遺跡検出の建物群とその意義」（『明日香風』115、2010年）。

14 山辺道に関しては和田萃編『古代を考える山辺の道』（吉川弘文館、1999年）1-44頁を参照。

15 『延喜式』諸陵寮条に「山辺道上陵磯城瑞籬宮御宇崇神天皇」・「山辺道上陵纏向日代宮御宇景行天皇」とあり、書紀の所伝を踏襲していることがわかる。

る道路の異称であった可能性が高く、道路遺構が見つからない現段階では確かなことを云々することはできないし、同一地域に平行する二本の幹線道路が敷設されていたとは想定し難いのである。さらに山辺道に関しもう一つの問題を付け加えておくと、周知のように御諸山が神体山であったことから山麓の多くの部分が神域に含まれていたと推測され、巻向川以南の茅原・箸中・三輪・金屋・慈恩寺を結ぶ初瀬川右岸地域には幹線道路が敷設されていない時期があったことを想定する必要がある、御諸山南麓の山崎付近では尾根がそのまま初瀬川に落ち込んでいた可能性すら考えられる。そうした意味でも山辺道は上ツ道の別名ないし異称であったのではないかという疑念を拭いきれないのである。

当地域の基幹交通路に関し以上のように考えられるとすると、磯城地方に所在したとされる「海石榴市衢」についても再考の要がある。海石榴市衢は軽衢と並んで古代文献に登場する最も著名な衢である¹⁶。その所在地については様々な説があるが、桜井市の金屋には椿市観音堂があるのでここを衢の遺址と推察する人が多く、『和名抄』の城上郡上市郷は郷名の由来が海石榴市にあるものとみて金屋・松之本付近を中心とした地域に擬定する見解が定説になっており¹⁷、『新撰姓氏録』には「大和国城上郡椿市村¹⁸」がみえ、衢の周辺に集落が形成されていたことがわかり、通説ではその中心部を金屋と推想するのであるが、当地の観音石像については、中世にくり返し起きた洪水や山津波で椿市集落が幾度となく破壊されたために、その恐れのない現在地に移された結果ではあるまいか。また、衢（巷・術・街・岐など）とは厳密に言えば複数の道路の交差点を意味する語であるから、金屋付近にはそのような交通的要素をまったく見出すことができないのであって、古代の幹線交通路が集まっていた場所を衢の位置とみなすべきであろう。

『日本紀略』延長4（926）年7月19日条によれば、「大風。此日、大和国長谷寺山崩、至于椿市、人烟悉流」との記録があり、長谷寺付近で起きた山津波が溪谷出口付近にあった椿市の集落を壊滅させたことがわかる。また、『小右記』正暦元（990）年9月8日条には、「參長谷寺。午時至椿市、令交易御明灯心器、而詣御堂」とあり、さらに『枕草子』は椿市が「長谷にもうづる人のかならずそこに泊る」と記すことから、自然災害の危険性が高かったにもかかわらず、交通上の要地でありしかも長谷詣での拠点という点でも宿場集落は復興をくり返したらしいのであり、本来の衢の位置は長谷溪谷の出入り口付近にあったと考えるのが妥当であろう。

そこで、かつての私見が目にしたのが桜井市慈恩寺の追分集落であり、そこは横大路と山辺道の交差点になっていて、そこから三方に派出する椿（海石榴）の並木道が市場集落を形成していたものと想定してみた¹⁹。しかるに、先ほど述べたごとく山辺道についての私見に強い疑義

16 海石榴市衢の詳細に関しては前田晴人『日本古代の道と衢』（吉川弘文館、1996年）1-36頁を参照。

17 前掲註14) 論著。

18 佐伯有清『新撰姓氏録の研究・本文篇』（吉川弘文館、1962年）355頁に引用する「新撰姓氏録逸文」に、「新撰姓氏録第十一卷云、金村連、是大和国城上郡椿市村阿倍連等祖也」と復元したが、その後の著書『新撰姓氏録の研究・拾遺篇』（吉川弘文館、2001年）48-53頁において「阿倍連」を「阿刀連」と修正し、椿市村に物部氏同族の阿刀氏が居住した事実を指摘している。

19 前掲註16) 拙著。

が生じたので、海石榴市衢の所在地に関しても再検討を行ってみたところ、桜井市外山の東端付近に位置する「宇陀ヶ辻」が衢の所在地ではないかと考えるに至ったので、以下簡単にそのように考えた理由を述べることにする。

宇陀ヶ辻の地点は城上郡（現在は桜井市）の大字である慈恩寺・忍坂・赤尾・外山の区画界になっているだけでなく、忍坂郷方面から流れ出てきた粟原川が盆地内へ入ろうとする咽喉部の位置にも相当している。現代でも盆地東南部地域における交通上の要衝になっており、先ほど指摘した古代の横大路（初瀬道・墨坂道²⁰）の路線上にも乗る要地で、さらにこの辻は粟原川に沿って宇陀郡に向かう女坂・男坂²¹と呼ばれた支路の起点でもあった。宇陀ヶ辻という名称の由来はここから東方に向かう道が全て宇陀郡に至るところから名づけられたものと推測でき、奇しくも神武東征伝承自体が、東方山間部から大和の国原の中枢部を窺う勢力の侵入路（女坂・男坂）がいずれの地点を通過するかという戦略的な目論見を明記していたことを想起する必要がある。

『古事記』雄略段に記載する説話によれば、狩猟のために葛城へ行幸した天皇は一言主大神と邂逅し、その帰還に際して大神に「長谷山口」まで見送られたと伝えている。雄略天皇の宮室「長谷（初瀬）朝倉宮」については5世紀後半期の大型掘立柱建物が見つかった脇本遺跡（桜井市脇本²²）が有力な候補地とされているので、「長谷山口」はこの遺跡のすぐ西方に近い長谷溪谷の出入口に当ると想定され、交通路と地形から言えば上に指摘した宇陀ヶ辻が該当するのではなかろうか。さらに、推古天皇（額田部皇女）は別業を「海石榴市宮²³」に営んでいたらしく、その宮は忍坂郷北部の海石榴市衢に近接した地点に設けられていた蓋然性が高い。忍坂郷には6世紀後半頃に鉄製武器類を製作する大規模な工房群が設置されていたらしく²⁴、鳥見山麓付近に拠点を構えていた物部大連家に対抗する必要上、王権の外戚氏族となった蘇我大臣家は額田部皇女を通じて市において交易される鉄製品の掌握を図ったのではなかろうか。

推古朝には隋皇帝の使節裴世清が倭京の小墾田宮を来訪するという大事件があったが、倭王に仕える掌客使額田部連比羅夫が飾騎を率いて清らの一行を「海石榴市術²⁵」に迎接し、そこから飛鳥に向かったという。使節らは舟運によって初瀬川を遡上し、宇陀ヶ辻の北辺にあったと推定される河港で上陸したと推測できるのである。外国使節の迎接をこのように衢で行っていることは、海石榴市衢が倭京空間への東方からの出入り口だとする宗教的な観念²⁶があった証

20 『古事記』崇神段に「宇陀の墨坂神に赤色の楯矛を祭り、又大坂神に墨色の楯矛を祭り」とあり、『日本書紀』崇神9年3月条にも「赤盾八枚・赤矛八竿を以て、墨坂神を祠れ。亦黒盾八枚・黒矛八竿を以て、大坂神を祠れ」と記す。墨坂は宇陀市榛原町の西畔が遺称地とされている。

21 『日本書紀』神武即位前紀9月条に、「天皇、彼の菟田の高倉山の巔に陟りて、域の中を瞻望りたまふ。時に、国見丘の上に則ち八十梟帥有り。又女坂に女軍を置き、男坂に男軍を置く。墨坂に焔炭を置けり。其の女坂・男坂・墨坂の号は、此に由りて起れり」とある。女坂は宇陀市上宮奥付近、男坂は宇陀市半阪付近に擬定されている。

22 佐伯有清編『古代を考える雄略天皇とその時代』（吉川弘文館、1988年）1-22頁。和田萃「祭祀の源流」（『大神と石上』筑摩書房、1988年）3-36頁。

23 『日本書紀』用明元年5月条の分註記事に「炊屋姫皇后之別業」を「海石榴市宮」と名づけたと伝える。

24 和田萃『大系日本の歴史2古墳の時代』（小学館、1988年）179-188頁。

25 『日本書紀』推古16年8月条。

26 衢をめぐる境界祭祀の実相については前掲註16）拙著で詳しく論じている。

拠なのであるが、付近には「海石榴市の亭（厩館）²⁷」が設置されており、倭京から伊賀・伊勢方面へ向う官人の交通施設として重要な機能を果たしていたようである。この厩館は敏達朝において排仏派の物部氏が尼たちを刑罰にかけた場所とも伝えているが、書紀の天武紀8年8月条の記事では「迹見駅家」と記述されており、この駅家は先ほど指摘した横大路から忍坂へ向う支路（女坂・男坂）の分岐点付近に所在した可能性が高く、その同じ施設が敏達紀では「海石榴市の亭」とも呼ばれたらしい。迹見駅家が海石榴市亭の別称であったという蓋然性はきわめて高いと考えられるのである。

以上のように、当該地域には盆地東南部の主要幹線交通路が集中しているので、欽明天皇の宮室磯城嶋金刺宮がこれらの交通路や初瀬川・粟原川などの水路を強く意識して計画的に造営・配置された可能性が高く、また宮の設置に当り神体山である御諸山・鳥見山との位置関係や、海石榴市衢が持つ宗教的・政治経済的機能が考慮されていたことは確実であろうと推考される。

3 磯城県と県主

ここで律令制の城上・城下両郡の範囲を少しみておくことにしたい。城上（志紀上、志貴上）・城下（志紀下、志貴下）両郡名は大化以後の「磯城郡」（磯城評）を基盤にしており、改新时期の早い時期に二郡（評）に分割されて成立したと言える²⁸。しかも、磯城の起源となる地域は文献史料のあり方からみて城上郡に属したと考えることができる。『和名類聚抄』郡郷里・大和国の項²⁹から両郡に付属する郷名と現在地との関係を列記してみると次のようになる³⁰。但し、幾つかの郷に関し現在地への比定にはなお不明・不詳の点があり、私見を敢えて記述している場合があることをお断りしておく。

城上郡	辟田郷	桜井市白河
	下野郷	天理市柳本町
	神戸郷	桜井市江包・大西
	大市郷	桜井市箸中・巻向
	大神郷	桜井市三輪・金屋
	上市郷	桜井市慈恩寺・外山
	長谷郷	桜井市初瀬
	忍坂郷	桜井市忍坂

27 『日本書紀』敏達14年3月条に、「有司、便に尼等の三衣を奪ひて、禁錮へて、海石榴市の亭に楚撻ちき」とある。「元興寺伽藍縁起并流記資財帳」（『寧楽遺文』中巻、東京堂出版、1962年）には「都波岐市長屋」とあるが、「馬屋」の誤りであり、海石榴市衢の付近に厩館を備えた駅亭が設置されていたことがわかる。

28 『日本書紀』皇極3年6月条に出る「志紀上郡」は大宝律令制定以後の潤色を受けている。

29 池邊彌『和名類聚抄郡郷里駅名考證』（吉川弘文館、1981年）226-232頁。

30 郷域の現地比定については加藤謙吉他編『日本古代史地名事典』（雄山閣、2007年）40-43頁を参照した。

城下郡 賀美郷 天理市新泉町
 大和郷 天理市海知・武蔵
 三宅郷 田原本町宮古・伊予戸
 鏡作郷 田原本町八尾・小阪
 黒田郷 田原本町黒田・三宅
 室原郷 田原本町蔵堂・村屋

上記の郷名の分布からみて、磯城地名はまったく郷名に反映しておらず、郡名に拡大してしまっていることがわかる。磯城の範囲はおそらく城上郡大神郷・上市郷と最も深い関係にあったと考えられ³¹、書紀に「磯城邑」と出てくる古い時期の集落地名は8世紀以後には残存していなかったことが判明する。磯城地名は少なくとも郷名の水準では消滅してしまっていたのだと考えるべきである。後述するように磯城は6、7世紀代には御県（アガタ）として認識されていたようであるが、律令制期には村名ないし里名としても消滅していた可能性が高い。今後の木簡・墨書土器史料などの出土に期待したいが、郷・里・村名を見出すことは現段階では困難である。

次には城上郡に分布する『延喜式』神名帳登載の神社を列挙してみることにする³²。

- | | |
|-------------|------------|
| A 大神大物主神社 | B 神坐日向神社 |
| C 穴師坐兵主神社 | D 卷向坐若御魂神社 |
| E 他田坐天照御魂神社 | F 志貴御縣坐神社 |
| G 狭井坐大神荒魂神社 | H 忍坂坐生根神社 |
| I 長谷山口神社 | J 忍坂山口坐神社 |
| K 等弥神社 | L 殖栗神社 |
| M 水口神社 | N 桑内神社 |
| O 曳田神社 | P 宇太依田神社 |
| Q 玉烈神社 | R 伊射奈岐神社 |
| S 綱越神社 | T 稔代神社 |
| U 穴師大兵主神社 | V 若櫻神社 |
| W 堀倉神社 | X 高屋安倍神社 |
| Y 宗像神社 | |

上に列挙した神社については、掲載した地図（第一図）に現在の所在地を書き入れてあるの

31 桜井市の上之庄・戒重・粟殿地区は十市郡との郡界付近に位置しており、奈良時代以後は十市郡池上郷に編入されていた可能性が高い。

32 『延喜式』（国史大系・前篇）巻9 神祇9 神名上・大和国城上郡35座（191-192頁）。

で参照していただきたい。神社は旧社地から動いている可能性があるため正確な鎮座地が判明しない神社と、地図の範囲外の神社に関しては記入を省略していることをお断りしておく。

地図を一覧すれば理解できるように、本地域の神社の大半は上ツ道と横大路の路線よりも山麓寄りに分布する傾向が強い事実を読みとることができる。このことは換言すれば、神の世界が人間の日常生活の作用が及びにくい場所を選択して設定されていたことを物語っている。これらの神社の所在地については歴史的に移転をくり返している可能性を考慮に入れる必要があるが、郡界を越えての移動はほとんど考えられないので、大まかなことで言えば神社の多くは山麓部・丘陵地などの高燥な場所に設置されたことが窺え、その前面の平野部に古代の集落や生活空間が営まれたことを示している。なかでも圧巻は何と言っても御諸山の規模・領域の大きさで、山体と山麓を含めた広い地域が神霊そのものとみられていたことは、本地域における御諸山の重要性を改めて覚知させるものと言える。

ところで、右の諸社のうち、シキ地名を冠称しているのはF志貴御縣坐神社だけであることがわかる。しかも社名は御縣とあるように県（アガタ³³）に鎮座する社であることを示しているのであり、磯城地域の中枢部を推定するための重要な歴史的遺構であると言える。だが、本社の鎮座地点は桜井市三輪字金屋で三輪門前町に近く、ここが原初の鎮座地であるか否かは確証に欠けるもので、中・近世における崇神天皇の磯城瑞籬宮遺址の推定作業と絡めて社殿が当地に推定された事情があったのかも知れず、崇神天皇の実在性とも相俟って宮址の擬定には大いに疑問があると言わなければならない³⁴。

この問題については次のように考えることができるかも知れない。すなわち、志貴御縣坐神社の現在の社地は創祀当初からあまり動いておらず、むしろ6世紀以後になって三輪氏の御諸山西麓への入部と政治的勢力の拡張を契機とする大神神社の創祀という動向のなかで³⁵、三輪地名の領域が拡大していくのとは反対に、磯城県と県主一族の勢力圏が政治的に北から狭められ圧迫を受けたのではないかという想定である。そうだとすると志貴御県は起源的には磯城の中枢部の一角に当る地域で、初瀬川対岸の松之本・栗殿地区とともに磯城邑の中枢部に属する地域であったと考えられることになる。一般に県は当該地域を領する有力な氏族の本貫付近に設置された場合が多いからである³⁶。

志貴（磯城）御県に関しては、磯城県主の存在と『延喜式』に記載する祝詞とによって、孝徳朝の新政で最初の改革対象に選ばれた「倭六御県³⁷」のひとつが当地に設置されていたことを疑う必要はないだろう。掲載した表Ⅰ・Ⅱは『古事記』『日本書紀』にみえる磯城関連事項をまとめてみたものであるが、『古事記』では雄略以後の記載事項を、『日本書紀』については欽明以後の記載事項をそれぞれ歴史的な事実をかなり反映した記述とみなすことができ、それよ

33 県制の施行時期については諸説があるが、私見は男王世襲制が開始された五世紀前半期と考えている。前田晴人『倭の五王と二つの王家』（同成社、2009年）167-196頁。

34 谷川健一編『日本の神々神社と聖地4大和』（白水社、1985年）66-75頁。

35 三輪氏の系譜と歴史については前田晴人『三輪山-日本国創成神の原像』（学生社、2006年）122-148頁を参照。

36 吉田晶『日本古代国家成立史論』（東京大学出版会、1973年）173-241頁。

37 『日本書紀』大化元年8月条に、「其れ倭国の六縣に遣さるる使者、戸籍を造り、并て田畝を校ふべし」と記す。

欽明天皇の磯城嶋金刺宮について

表Ⅰ 『古事記』にみえる磯城地名

天皇	事 項	備 考
神武	兄師木、弟師木	官軍に反逆した土豪
綏靖	師木県主の祖、河俣毘売を娶る	師木津日子玉手見命
安寧	河俣毘売の兄、県主波延の女、阿久斗比売を娶る	師木津日子命
懿徳	師木県主の祖、賦登麻和訶比売命(飯日比売命)を娶る	
崇神	師木の水垣宮	
垂仁	師木の玉垣宮 倭者師木登美豊朝倉曙立王	
応神	百師木伊呂弁	亦名は弟日売真若比売
雄略	志幾の大県主	河内国志紀郡
欽明	師木島の大宮	

表Ⅱ 『日本書紀』にみえる磯城地名

天皇	事 項	備 考
神武	兄磯城の軍が磐余邑に集結した 磯城彦とは兄磯城と弟磯城のことである 弟磯城の名は黒速といい、磯城県主となった 磯城邑に磯城の八十梟帥がいて官軍に対峙した	兄磯城は官軍に反逆して滅亡させられる
綏靖	磯城県主の女川派媛を皇后とする 磯城津彦玉手看尊を皇太子とする	磯城津彦玉手看尊を生む
安寧	磯城県主葉江の女川津媛を皇后とする 磯城津彦命は猪使連の始祖である	磯城津彦命を生む
懿徳	磯城津彦玉手看天皇を畝傍山南御陰井上陵に埋葬する 皇后天豊津媛命の別名(磯城県主葉江の男弟猪手の娘泉媛、または磯城県主太真稚彦の娘飯日媛という)	
孝昭	皇后世襲足媛の別名(磯城県主葉江の女淳名城津媛という)	
孝安	皇后姪媛の別名(磯城県主葉江の女長媛という)	
孝元	大日本根子彦国牽天皇の母は磯城県主大目の女である	
崇神	磯城の瑞籬宮を都とする 天照大神を豊楸入姫に託けて倭の笠縫邑に祭る	磯堅城の神籬を立てる
垂仁	倭姫命は天照大神を磯城の厳櫃の本に鎮め祀る	
欽明	磯城嶋金刺宮を都とする	倭国の磯城郡の磯城嶋
敏達	磯城嶋天皇	
舒明	磯城嶋宮御宇天皇の世	
皇極	志紀上郡	三輪山の猿の怪異
孝徳	磯城嶋宮御宇天皇の十三年	仏教伝来
天智	施基皇子	母は道君伊羅都売
天武	磯城皇子 芝基皇子(吉野宮の盟約) 磯城県主に連姓を賜る 芝基皇子と磯城皇子に食封二百戸を賜る	母は穴人臣大麻呂の女檉媛 天智天皇の皇子
持統	施基皇子を撰善言司の長官とする	

り古い時期の天皇に関わる事項はいずれも伝承としての性格を帯びた記事であって、直ちに史実とみなすことはできない。但し、磯城県・県主の存在に関しては編者の造作や根拠のない伝承であると断言する必要はないであろう。

神武東征伝承には、宇陀から大和の国原に侵入しようとする皇軍に対し、磯城邑に磯城の八十梟帥が蟠踞したと記し、また兄磯城・弟磯城という名の兄弟（磯城彦と呼ばれた）が居住していたが、兄磯城が激しく抵抗反逆したのに対し、弟磯城はいち早く皇軍に参加して天皇を支援したという。兄磯城が率いた軍は磐余に集結したと記しており、磯城と磐余とは隣接する関係にあったことも判明する。大和を平定した後にその功績を認められた弟磯城（名は黒速）は磯城県主に任命されたと伝えている³⁸。『先代旧事本紀』国造本紀はこれと少し異なる伝承になっていて、「志貴縣主兄磯城を誅し、弟磯城を以て志貴縣主と為す³⁹」とあり、兄弟はいずれもすでに磯城県主であったと記すが、書紀の方が正確な書き方になっていると言ふべきである。

このように、磯城の地に皇命を奉じない勢力があったというのは記・紀の建国伝承の造作には欠かせない要素であったと考えてよいが、志貴御縣坐神社の祭官である県主一族が神饒速日命を始祖とする物部氏系の氏族であることは、物部大連の大和国内における本拠地が鳥見山周辺と石上に置かれていたことと密接な関係があるものと思われる⁴⁰。『新撰姓氏録』大和国神別条の志貴連は、「(神饒速日命) 孫日子湯支命之後也」とし、同書の和泉国神別条の志貴縣主には「饒速日命七世孫大売布之後也」とあり、さらに『先代旧事本紀』天孫本紀に「弟建新川命倭志紀縣主等祖」と主張しており、志貴御縣坐神社の祭神は磯城県主の祖弟磯城すなわち黒速と伝え、当社が物部氏の影響下に置かれていたことを示唆する。ただ、そのような関係の形成が神武天皇の大和入り以前からという構図には疑問があり、むしろ物部大連家が忍坂・登美・磐余などの地域に拠点を設けて以後のこととするならば、やはり継体・欽明朝頃のことと考えてよいのではなかろうか⁴¹。

御県からは天皇の内廷にさまざまな貢献物が供された。例えば『延喜式』祈年祭祀詞の詞章の一節には、

御縣に坐す皇神等の前に白さく、高市・葛城・十市・志貴・山辺・曾布と御名は白して、この六つの御縣に生り出づる、甘菜・辛菜を持ち参る来て、皇御孫の命の長御膳の遠御膳と聞しめすが故に、皇御孫の命のうづの幣帛を称辞竟へまつらく」と宣る。

とあり、甘菜・辛菜が皇御孫命の御膳に献上されたとする。しかし、こうした定型的な表現

38 『日本書紀』神武2年2月条に「弟磯城、名は黒速を、磯城縣主とす」とある。

39 鎌田純一『先代旧事本紀の研究校本の部』（吉川弘文館、1960年）308頁。

40 詳細な考証を本論では省くが、物部氏の大和における重要な政治的拠点が鳥見山の周辺に置かれていたと考えられる。一つの事例を挙げると、『日本書紀』武烈即位前紀に武烈太子・平群臣鮪と物部大連鹿火の娘影媛との歌垣の記事があり、影媛は太子に対して海石榴市衢での会合を指定しており、影媛の居宅つまり物部大連の居館が衢の近辺にあったことを示唆している。なお前掲註18)の阿刀氏存在も考慮に入れる必要がある。

41 篠川賢『物部氏の研究』（雄山閣、2009年）163-212頁。

は御県からの献上品を比喩的に述べたものに過ぎず、実際には稲・鹿宍・須恵器・玉類・馬・鳥などバラエティーに富んでおり、磯城県からは具体的には菅笠・猪などが貢上されていたことが推察される。表Ⅱの安寧天皇の項には天皇と皇后である磯城県主葉江の娘川津媛との間に磯城津彦命が記されているが、皇子は猪使連の始祖となっている。猪使連は天武13年12月に宿祢の姓を賜っており、『新撰姓氏録』右京皇別上の猪使宿祢は「安寧天皇皇子、志紀都比古命之後也」とあって、摂津の東成郡⁴²・山城の綴喜郡⁴³などの低湿地・水辺に猪甘を専職とした集団が存在したが、磯城県にも猪を飼養する豪族が居住し、御県の特産物として猪宍が宮廷に献上されるものであったらしい。菅笠についても菅の生息地を考慮に入れると、初瀬川の川原との関連性が浮かび上がってくるであろう。この点はまた後述することにする。

4 磯城嶋宮の位置

磯城の起源をなす地域がどこであったのかをある程度正確に把握できる良質の史料は見当たらないというのが実情であるが、試みに掲載した表Ⅰ・Ⅱの関連事項から課題の解決に接近可能な事項を検索してみると、(1) 垂仁記の曙立王の名号、(2) 崇神・垂仁天皇の宮名、(3) 欽明天皇の宮名などが検討に値する内容を示しており、さらに金石文史料として(4) 埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文の斯鬼宮を挙げることができる。以下にはこれらの史料を一つずつ検討していくことにする。

(1) 倭者師木登美豊朝倉曙立王

まず(1)から。『古事記』垂仁段に天皇の御子品牟都和気命の出雲大神拝祭の伝承が載せられており、命に随行した王族として「倭者師木登美豊朝倉曙立王」が登場する。王の本来の御名は「曙立王」と解することができるので、倭以下朝倉までの文字は地名を羅列して王名を煩雑に修飾しようとしたものと言える。とりわけ豊の字を用いて直接王名を修飾している「朝倉曙立王」は、「朝が明ける」と「倉が立つ」というめでたい二つの意味を重ねた語呂合わせになっているらしく、もとより曙立王は造作された架空の人名とみなすべきである。問題は王の御名を修飾している四つの地名(倭・師木・登美・朝倉)の相互関係をどのように解釈するのかという点に絞られるが、私見は次のようである。

四つの地名は等質的・並列的な性質を帯びた地名ではなく、倭と師木・登美と朝倉というように三種類に区別できると考えられる。倭が師木・登美・朝倉の隣接三地域を包括する上位の地域概念で、先ほど指摘したように朝倉は曙立王の御名を直接修飾する地名とみなすことができ、師木・登美とは並列的な性質の地名とみなしてよいであろう。すなわち「倭」は御諸山麓

42 『日本書紀』仁徳14年11月条に「猪甘津に橋為す。即ち其の処を号けて、小橋と曰ふ」とあり、大阪市東成区鶴橋界限に東小橋・猪飼野・猪飼野橋などの地名が遺る。

43 『古事記』安康段の話によると、「山代の苅羽井」付近に「山代の猪甘」を名乗る老人がいたと伝えている。苅羽井は木津川の渡河点で綴喜郡樺井であろう。

一帯を指す広域的な領域名で、ヤマト国号の起源をなす地名とみられる⁴⁴。「倭者」とあるのは、「倭」がそれに続く三つの地名に対して上位概念を構成する地名であること、すなわち師木・登美・朝倉がいずれも「倭」に含み込まれる地域名であり、さらにこれら三地名は相互に隣接し合う地域名であることを示すであろう。大まかにいえば師木(シキ)は磯城邑⁴⁵のことであり、初瀬川に沿う御諸山南・南西麓の地域を、登美(トミ)は鳥見邑のことであり、初瀬川左岸の鳥見山北麓の地域を、朝倉(アサクラ)は雄略天皇の宮室が「長谷(初瀬)朝倉宮」と呼称されたことを想起するならば、長谷(初瀬)寄りの磯城・登美の東に隣接する地域名とみることができる。

つまり上記の人名に反映している師木(磯城)・登美・朝倉の地域は初瀬溪谷出入口付近に所在した三つの隣接地名を列挙したものと考えるべきである。これらの地域が曙立王とどのような関係にあるとみなされたのかは不明で、物語の記者には何らかの政治的あるいは宗教上の意図や構想があったと考えられるが、それを今後詳しく追究していく必要がある。それはともかくとして、師木地名の淵源は長谷溪谷出入口の御諸山南麓から南西麓の初瀬川流域一帯であったと推定することができる。

『日本書紀』応神9年4月条によると、武内宿祢・甘美内宿祢兄弟の争いごとを天皇の勅命により決することとなり、両者が「磯城川の涪に出でて、探湯す」ることになったとする。磯城川というのは初瀬川を指していると考えられるが、長谷溪谷を流れている区間は初瀬川⁴⁶、大神郷付近では三輪川⁴⁷と呼ばれていたことからすると、磯城川とは磯城邑を初瀬川が流れていたことを示すもので、そうなる狭義の磯城はやはり朝倉より西方、現在の大字に照らし合わせると金屋・粟殿辺りを含む古代地名であったと解することができるであろう。

(2) 崇神・垂仁天皇の宮号

次に(2)は崇神・垂仁両天皇の宮室伝承である。それを整理すると次のようになる。

- ・ 師木水垣宮 (崇神記) ——— 磯城瑞籬宮 (崇神紀)
- ・ 師木玉垣宮 (垂仁記) ——— 纏向珠城宮 (垂仁紀)

44 直木孝次郎『飛鳥奈良時代の研究』(塙書房、1975年)488-511頁。和田萃「ヤマトと桜井」(桜井市役所『桜井市史』上巻、1980年)。山尾幸久『日本古代王権形成史論』(岩波書店、1983年)75-112頁。

45 トミの宛て字には登美・迹見・鳥見・鶉・外山などがある。『日本書紀』神武即位前紀に、「長髓は是邑の本の号なり。因りて亦以て人の名とす。皇軍の、鶉の瑞を得るに及びて、時人仍りて鶉邑と号く」とある。桜井市の大字外山は鳥見山頂から北麓にかけての行政区画で、初瀬川南域の外山浄水場辺りまでの地域を含む。延喜式内の等弥神社が鳥見山の西麓に鎮座しているので、かつては鳥見山の北麓から西麓一帯の地域を汎称した地名とみられる。

46 『日本書紀』継体7年9月条にでる歌謡「隠国の 泊瀬の川ゆ (下略)」は初瀬川の称が隠国すなわち長谷溪谷を源流とすることを示している。

47 『万葉集』巻9-1769番歌の題詞に「大神大夫の長門守に任せらえし時に、三輪川の辺に集りて宴する歌」とある。大神大夫は大輪朝臣高市麻呂のことである。巻10-2222番歌は「夕さらず 河蝦鳴くなる 三輪川の 清き瀬の音を 聞かくし良しも」。

両書において使用された文字は異なっているが、崇神天皇の宮室の場合は記・紀ともに宮号は一致している。水垣・瑞籬の意味は、宮がめでたく聖なる区画にとり囲まれているということで、水・水流とは直接の関係がない。宮を画する聖なる器物が何であるかは宮号からは判明しないが、師木・磯城地名によって推測すると磐座状の列石に囲まれた聖なる空間や祭壇を想定することができる。磯城とは従来から指摘されているように「石（シ）城（キ）⁴⁸」の意味とみられる。それは何らかの宗教的な祭儀に関わる施設で、詳しくは次章で述べることにしたい。

他方、垂仁天皇の宮号にはその所在地に関して明らかな錯誤があることがわかる。師木と纏向はかなりかけ離れた地名であり、いずれかというとな崇神天皇の水垣・瑞籬との類似性から垂仁記の伝承を誤りとみ、書紀の伝記の方を正伝とみなす論者が多いようである。すなわち纏向珠城宮を垂仁天皇の本当の宮室と考えるわけで、磯城とは直接的な関係はないとみなすのである。

しかし、そもそも崇神・垂仁天皇の両者は言うまでもなく架空の天皇であるので、その宮室もまた造作にかかるものであるのは自明のことである。両天皇像は応神天皇につながる継体天皇の祖先系譜を造作する過程で捏造されたと推定されるのである⁴⁹が、崇神・垂仁両天皇の宮号は継体系譜を初めて記載した「帝紀・旧辞⁵⁰」の編纂に際し、磯城嶋金刺宮に宮室を構えた欽明天皇の考案によるものではなかろうか。後述するように、欽明天皇の時代の神祇制度改革の一環として崇神・垂仁両天皇の時代に磯城の地に設置されたと記載される太陽神の聖所を廃止し、大神の祭場を伊勢に遷座させたことがわかる。欽明天皇は廃止された古い太陽神の祭場を両天皇の宮室の地として後世の記憶に留めようとしたのではなかろうか。両天皇の水垣宮・玉垣宮などの伝承はそのようにして造作された宮号であろう。垣とか籬という語が宮名を飾っているのは聖なる列石で囲まれた施設を推想させるものである。ただし、その聖地が先ほど指摘した志貴御縣坐神社・崇神天皇磯城瑞籬宮址であるという保障は何もないことを付言しておく。

（3）磯城嶋金刺宮

次に（3）欽明天皇の師木嶋大宮（『古事記』欽明段）・磯城嶋金刺宮（『日本書紀』欽明元年2月条）を検討する。上記のように記・紀で使用されている文字は異なっているが、欽明天皇の場合は磯城に宮居が所在したことに疑問をさしはさむ余地はない。「龍田風神祭」の祝詞には「志貴嶋爾大八嶋国知志皇御孫命⁵¹」とあり、また『上宮聖徳法王帝説』では「斯貴嶋宮」「志癸嶋天皇」「志婦嶋天皇⁵²」などと多様であるが、用字が異なるのは記・紀両書と同じで異説がなく、宮都にまつわる伝承はきわめて安定していると言えるだろう。ところで、金刺宮に関

48 日本古典文学大系『日本書紀』上・238頁頭註15に、「シは石、キは城。石の堅固な城の意か」との説明がみえ、石囲いの宗教施設と推測できる。

49 川口勝康「在地首長制と日本古代国家－帝紀批判と部民史論」（歴史学研究会『歴史における民族の形成』青木書店、1975年）。同「五世紀の大王と王統譜を探る（原島礼二編『巨大古墳と倭の五王』青木書店、1986年）111－159頁。

50 「帝紀・旧辞」の編纂に関しては津田左右吉『日本古典の研究』上・下（岩波書店、1948・1949年）。

51 前掲註4）『古事記・祝詞』400－404頁所収。

52 竹内理三編『寧楽遺文』下巻（東京堂出版、1962年）869－874頁所収。

し書紀の所伝は次のように記す。

都を倭国の磯城郡の磯城嶋に遷す。仍りて号けて磯城嶋金刺宮とす。

(『日本書紀』欽明元年3月)

上の文章の中で「磯城郡」とあるのは孝徳朝の評制で成立した磯城(志貴)評のことであり、評制の発足当初に磯城評はまだ上下の区域に分割されていなかったことを示唆する。おそらく上記の文は大化年間の記録に潤色を施したものとみてよい。次に宮が所在した「磯城嶋」は明らかに地名であるが、師木嶋・磯城嶋はいずれも「シキの島(シマ)」の意味に解され、島・嶋(シマ)とは一般に水に囲まれた土地を指し⁵³、例えば対島・壹岐・隠岐・佐渡などは列島周辺に浮かぶ島嶼の名であり、「大八洲(嶋)」「秋津洲」・「大倭豊秋津島」などの語は、海洋に四周を囲まれた天皇統治下にある日本列島全体ないしは本州の神話的な意味を帯びた総称なのである⁵⁴。周知のように万葉集などに出てくる「敷島」という序詞は宮名「磯城嶋」を起源とする語⁵⁵であり、金刺宮が島条の地形の場所に造営されていた事実を背景とするであろう。周知のように御諸山南麓を流れる初瀬川と鳥見山の北麓を西流する栗原川に挟まれた土地だということで「磯城嶋」と呼ばれたとみる説が存し、私もこうした現地の実際の景観に即した見方に賛同したいのであるが、では宮の遺構はどこに埋もれているのであろうか。この課題を究明するためには文献史学のみならず歴史地理学的な検討や考古学の調査成果を援用することが必要になると考えられる。

そこで、まず議論の基礎としてこれまでに磯城嶋金刺宮の位置に関する過去の見解を紹介しておく。それには大きくみて二つの見方があり、一つは桜井市大字慈恩寺の北東端付近に所在している小字「式嶋」あるいは隣接する「垣ノ内」の辺りとするもので、過去の文献にみえる伝承をも踏まえた説である⁵⁶。もう一つは、桜井市粟殿に宮址を求めるもので、根拠は地名の粟殿が「大殿」の転訛によるものではないかとする俗説で、それ以外に有力な文献史料は存在していない。両地はともに上に指摘した「磯城嶋」の地勢に適合する面を有しているが、これからは私見を述べる形で議論を詰めていくことにしたい。

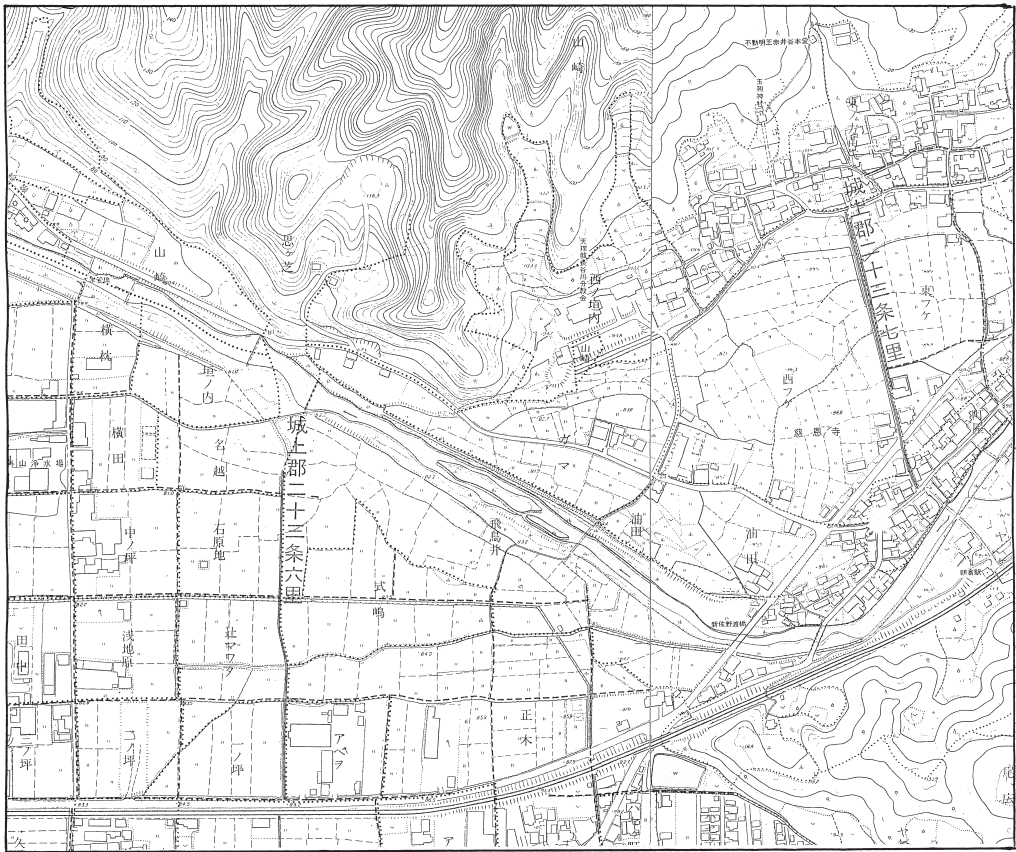
さて、日本地名学研究所編『補訂大和地名大辞典』(名著普及会、1980年)の磯城・朝倉の項を繙いてみると、大字慈恩寺の地籍に「式嶋(シキシマ)」の名を持つ小字が記載されていることがわかる。その地点を橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(吉川弘文館、1980年)で調べてみると下図(第二図)の場所に該当することが判明する。近畿日本鉄道大阪線朝倉駅の西方約500メートル付近に相当し、現在は広く水田・宅地として利用されている。現地は初

53 古代の「嶋(シマ)」には本文とは別の意味もあることは岸俊男「「嶋」雑考」(『日本古代文物の研究』塙書房、一九八八年)が指摘している。

54 岩橋小弥太『日本の国号』(吉川弘文館、1970年)25-57頁。

55 『万葉集』巻9-1787番歌に「磯城嶋能 日本国」とあり、同巻13-3248及び3249番歌に「式嶋之 山跡」「式嶋乃 山跡乃土丹」、3254番歌には「志貴嶋 倭国」、同巻20-4466番歌に「之奇志麻乃 夜末等能久尔」などとある。

56 吉田東伍『増補大和地名辞書』上方・第2巻(富山房、1900年)大和磯城郡の「磯城島・金刺宮址」386-387頁。



第二図 橿原考古学研究所編『大和国条里復原図』(吉川弘文館)

磯城・朝倉・慈恩寺

瀬川が長谷溪谷から盆地へ流出しようとする部分で、川の流路が外鎌山北麓の攻撃面で大きく南西方向から西北西方向に反転する地点の西側に位置する。それぞれの小字は遺存する条里制の畦畔の影響を受けているが、「式嶋」は河畔の小字飛鳥井の南側を占める地籍になっていることがわかり、現地での聞き取りによれば小字「式嶋」と「正木」との間の南北境界線が大字慈恩寺と外山との区画界になっているとのことで、その他には磯城に関わる小字名は見出せない。

現地に遺存している小字名について、その成立を古代に由来するものとみることができるものはほとんどないと言える。延久2（1070）年の「興福寺雑役免坪付帳⁵⁷」により「城嶋庄」の水田が主に「城上郡廿三条六里」に集中分布することがわかり、小字「式嶋」が平安時代に施行された条里坪付または荘園名に由来する可能性を示し、それはさらに遡って磯城嶋金刺宮に関連する地名が遺存したものと解することもできるであろう。すなわち小字「式嶋」は磯城嶋金刺宮の所在地を推定する上で貴重な素材と考えることができ、「欽明天皇磯城嶋金刺宮址」と「磯城邑伝承地」を示す石碑が小字飛鳥井の初瀬川畔に建立されており、『太子伝玉林抄⁵⁸』に宮址とみなす伝記のある小字「垣ノ内」も式嶋の北西に近い地点を占めているので、付近が磯城嶋金刺宮の遺址の有力な候補地であることに一応は誰しも疑問を懐かないであろう。

ところが、谷口扇状地という地勢からみて当地は災害に対してかなり危険な性格を孕んだ土地であることも確かである。大雨が長谷溪谷の周辺で降り続いた場合、初瀬川・栗原川の氾濫が当然予想されるし、前近代において両河川は暴れ川であったとみる必要がある。現地一帯が水田の卓越した地帯であることがそれを物語っており、宅地開発が進み始めたのはつい近年のことなのである。先ほど指摘したように、平安時代には実際に山津波が発生し椿市の集落が破壊されており、椿市観音が金屋の集落に移転しているのも頻発した災害と関係があるだろう。

地図を詳しく検討してみると、初瀬川の現在の流路は古代以来のそれを踏襲し続けているものとは想像することさえできない。地形を微細に調べてみると地表面上に少なくとも二つの旧河道の痕跡を認めることができる。一つは、先ほど指摘しておいた朝倉の河川攻撃面から西方に伸びる河道の地形的痕跡で、小字「式嶋」の南側の田地には初瀬川の旧流路とおぼしき地状が看取され、この河道は桜井小学校付近で消えているが、地勢から判断して北西方向へ転じているものと推測できる。もう一つは、小字「飛鳥井・垣ノ内」付近で現河道から西方の栗殿方面へ伸びるかなり幅広い河道痕跡であり、栗殿の北辺を通り北西方向へ向う流路が読みとれるようである。すなわち、小字「式嶋」を含む当該地域には広い範囲にわたって古い河道の痕跡が見出されるのである。

ところで、大字慈恩寺・外山・金屋・栗殿・桜井にかけての広い地域（東西1、2キロメートル・南北0、6キロメートルの範囲。以下には城島地域と呼称する）は考古学の分野では「城島（シキシマ）遺跡」として知られているが、桜井市埋蔵文化財センターや奈良県立橿原考古学研究

57 『平安遺文』第9巻（東京堂出版、1964年）4639・4640号文書「興福寺大和国雑役免坪付帳」3619頁。

58 聖徳太子奉讃會監修『聖徳太子全集』第一巻（龍吟社、1942年）所収。

所が過去に実施した44次にわたる発掘調査の成果⁵⁹を踏まえ自分なりに検討してみると、本地域の古代における特徴については次に要約するような事実が浮かび上がってくるので、僭越ながらも私見を加味しながらまとめてみることにする。なお、下に掲載した地図（第三図）は発掘調査報告書の記載内容に依拠して地図上に調査地点を落としたもので、数字は調査次数を表しているが、精密な仕上がりににはなっていないので参考程度に留めていただきたい。また報告書が未刊の場合には調査内容と情報を詳しく知ることができないため、調査地点を書きこんでいないことをお断りしておく。

各次の発掘調査報告書の記述事項を詳細に検討してみると、まず大まかに次のような事実を掴むことができる。

- (一) 城島地域では一部に縄文時代の生活痕跡が認められるが、主には弥生時代中・後期頃から人々の居住が開始され、古墳時代前期と後期・飛鳥時代及び平安時代以降の各時期の遺構・遺物が多く見つかっている。
- (二) 8世紀以前に限って言えば、遺跡内を東西に通る慈恩寺・粟殿線の新設道路を目安として、北側の標高の低い地域では旧河道が卓越し、遺跡・遺構がほとんど存在しない。また南半の比較的標高の高い地域でも河川の氾濫を示す痕跡が各所で見つかっているが、建物の遺構を始めとして様々な遺物が見つかっており、古くから生活空間が形成されていたことがわかる。
- (三) 平安時代以後、城島地域は河川の堆積物によって徐々に陸化し、低湿地の状態から水田が広く形成されるようになり、条里制が施行されて荘園が成立し、鎌倉期頃から現在のような景観が広がるようになったと推定される。

次に、特筆される各調査地点の遺構の状況についてももう少し詳しく述べてみることにする。まず上の要約(二)でも指摘したように、城島地域の広い範囲で旧河道や氾濫原・洪水の痕跡が検出されているが、調査地点だけを示すと、2・16・23（「慈恩寺飛鳥井地区」）、4（「外山一ノ坪地区」）、5（「慈恩寺アベマ地区」）、6・8・14・18（「外山井戸田地区」）、9（「桜井清水地区」）、10（「粟殿北横田地区」）、11・25（「金屋大向寺地区」）、21（「外山高田地区」）、24（「粟殿北川原地区」）、32（「慈恩寺式嶋地区」）、34（「外山八坪地区」）、35・36（「外山上ナダ地区」）など多くの地点で初瀬川の旧流路や洪水の痕跡を検出しており、礫を交えた砂層や粘土層が広い範囲に堆積している状況が明確になっている。

比較的標高の高い「外山一ノ坪地区」でも平安時代の三回以上にわたる洪水の跡が見つかり、平安時代に椿市村（宇陀ヶ辻）を襲った山津波を想起させる遺構である。なかでも注意される

59 城嶋遺跡の発掘調査報告書は本論末尾に一覧の形で掲載しているので参照されたい。なお調査報告書の入手に当たっては桜井市教育委員会文化財課主任の福辻淳氏に特別の便宜を図っていただいた。ここに厚く感謝の意を表しておきたい。



第三図 城島遺跡発掘調査地点

のは、小字「式嶋」「飛鳥井」「垣ノ内」など金刺宮址の顕彰碑が建てられている地区では奈良時代以前に遡る遺構を挟む地層がまったく見出されておらず、むしろ旧河道そのものであったことが明らかにされていることから、金刺宮の遺構をこの地区に想定する説は誤りであると判断すべきであり、小字「式嶋」は平安時代以後になって荘園名が地籍に遺存したもので、金刺宮と直接の関係があるとは判定できないと言ふべきである。

次に城島地域における主要な遺構の調査成果を列記してみることにする。

第一に、1984年の第1次調査地点（「外山下田地区」）では、遺跡の南に所在する桜井茶白山古墳（3世紀後半⁶⁰）の造営に関わる土木工事で使用されたいし土器・木製品が落ち込み状遺構から大量に検出されており、土器については河内・大和・東海・近江・山陰系の大型甕を中心とするもので占められており、木製品では40本を数える長柄鋤のほか膝柄鋤（20本）・広鋤・梯子・天秤棒など大量の木製工具が出土し、王墓の築造に動員された人々の飯場的な施設が遺跡のすぐ近くに存在したことを推察させるものとなっている。

第二に、第7次調査地点（「外山田中地区」）では比較的大きな三つのトレンチにまたがり、方位を揃えた複数の掘立柱建物・総柱建物と柵列遺構・溝・石溝などが見付き、整然とした区画内に7世紀中葉前後の豪族の居館が営まれていたことが明らかになった。文献に照らし合わせると大伴氏が付近に迹見田庄を所有していたことや、物部氏系の阿刀氏が付近に居宅を構えていたことが想起されるであろう。

第三に、第5次調査「慈恩寺アベヲ地区」では6、7世紀代の水田遺構と7世紀代の竪穴住居が検出され、同時に出土した古墳時代初期の土器群の様相から、付近には4世紀の集落が存在した可能性が想定されている。飛鳥時代の水田跡ということでは東に隣接する第17次調査「外山辻マワタ地区」でも検出されており、また近鉄線を挟んだ南側の第3次調査「外山新明地区」では飛鳥時代から平安時代にかけての数多くの素掘り溝・ピット群と掘立柱建物が見付き、扇状地の扇頂付近に村落があったことが想定されているが、先ほど指摘しておいたように、当該地区は横大路と海石榴市衢に近いという点を重視する必要がある。

第四に、第26次調査「外山三之坪地区」は報告書が未刊なので詳しく内容を把握できないのであるが、弥生時代後期の方形周溝墓や竪穴住居が検出されており、銅鏃などの当該期の遺物も見つかっている。東隣の29次調査「外山三之坪地区」でも弥生期に属する土坑・溝が検出され、西に接する第28次調査「外山四之坪地区」では弥生後期の遺物包含層が河川堆積物の上であり、古墳時代後期に当地は河川の流路に戻ったようである。

第五に、城島地域では西端辺に当る第20次調査「粟殿北横田地区」で、6世紀後半の落ち込み状遺構から器台形土器（6世紀中葉～7世紀初頭）が出土している。葛城地方や飛鳥南部の遺跡と同様の土器が見つかっているが、珍しい器物で何らかの特殊な儀式に用いられた可能性

60 桜井茶白山古墳は箸墓古墳に次いで造営された王陵であると考えられているが、私見は『魏志』倭人伝に記述のみえる女王卑弥呼の死没後に擁立された男王の陵墓ではないかと推測し、記・紀に伝えるトミノナガスネヒコの説話がそれに該当すると考える。詳細は前田晴人『古代女王制と天皇の起源』（清文堂出版、2008年）75頁・同『卑弥呼と古代の天皇』（同成社、2012年）65～73頁で論じた。

がある。すぐ南側に位置する第22次調査「粟殿今井崎地区」では弥生時代と古墳時代後期の遺構が検出され、城島地域の西部付近は扇状地の扇端部に当る微高地になっていることから、問題の6世紀代に関わる遺構が今後数多く発見される可能性が充分にあると考えられる。

以上で、これまでに実施された城島遺跡の発掘調査成果を自分なりの見解を交えつつまとめてみたが、6世紀前半から後半にかけて機能していた欽明天皇の磯城嶋金刺宮の存在を示唆するか、あるいは少しでもそれに適合するような成果はこれまでの調査では何も得られておらず、今後もおそらく検出されることは難しいと予測することができ、宮殿そのものは城島遺跡の範囲外に造営されていたとみなすのが妥当であると考えられる。では、それはどこに求めるべきであろうか。

私見の結論としては、桜井市粟殿に所在する粟殿遺跡とその周辺に形成されている遺物散布地とが宮殿遺址の有力な候補地になるだろうと考えている。粟殿地区は、地図を見ても明らかなように初瀬川と栗原川とが形成した広大な谷口扇状地の扇端部に位置し、両河川が運んできた礫・石・砂などが厚く堆積して幅の広い自然堤防状の微高地を南北方向に造りだしている。桜井の中心市街地に位置するため単発的で小規模な調査が多いが⁶¹、縄文時代後期・晩期の遺物が目立ち、早くから陸化が進んでいた地域であることがわかり、今後宮殿遺構が検出される可能性が期待できる。粟殿と三輪との間は初瀬川の本流と氾濫原であるが、最近の上之庄遺跡における調査⁶²では、4世紀前半期に遡る御諸山祭祀の遺構・遺物が見つかり、東隣の松之本遺跡の調査⁶³で6世紀後半から7世紀前半期の集落と自然流路が検出され、御諸山祭祀に関係があるとされる滑石製の子持勾玉二点が出土していて、粟殿の北辺地域が豪族の居住空間と祭祀の場でもあったことが検証された。

一方粟殿の南側の地域は、川合という地名からもわかるように栗原川と倉橋・阿倍付近の丘陵地から流下してきた寺川とが合流する氾濫原・湿地帯になっていた。そのような意味で粟殿の地は東西南北いずれの方角も河川と氾濫原とに取り囲まれた島状地形になっていたようで、これこそ「磯城嶋」の景観を見事に現出した光景と言えるだろう。さらに、私見では栗原川と寺川の水流を巧みに合流させる形で大字川合付近に人工的に築成された磐余（市磯）池⁶⁴があったとみており、磐余池はいわば金刺宮の付属園池として位置づけられていた可能性が高い。た

61 粟殿遺跡の発掘調査は桜井市中軸市街地域に当るため現在までのところ進展していない。今回参照した報告書は以下の通りである。

- ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書15集・平成6年度国庫補助による発掘調査報告書1』1995年3月31日
- ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書17集・平成7年度国庫補助による発掘調査報告書』1996年3月30日
- ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書26集・平成16年度国庫補助による発掘調査報告書』2005年3月31日
- ・（財）桜井市文化財協会『桜井市立埋蔵文化財1997年度発掘調査報告書2』1998年3月30日

62 橋本輝彦「三輪山麓の玉造遺跡－三輪山祭祀の開始時期をめぐって」(『東アジアの古代文化』113、2002年)。

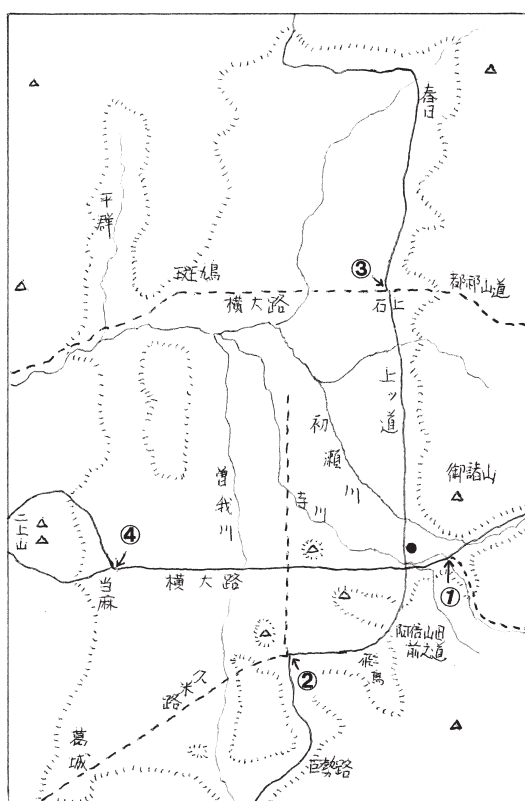
63 中野咲「松之本遺跡」(奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報』2011年)。

64 磐余（市磯）池の所在地については従来幾つかの説があるが、遺憾ながらこれまでに説得力を有する成果は得られていない。桜井市大字「川合」はほぼ長方形の区画になっていること、桜井駅付近より西北の地域一帯が広域にわたり窪地状の地形を呈していることを重くみる。

だし、言うまでもなく磐余池の築成は金刺宮よりずっと古く、4世紀末から5世紀初頭のこととみてよいと考えている⁶⁵。

もし仮に磯城嶋金刺宮が栗殿地区に所在したとすると、すぐ西側を上ツ道が走行していたことになり、また南西至近距離には上ツ道と横大路との交差点があり、金刺宮は奈良盆地全域と盆地外の各地とを結ぶ交通上の結節点及び基点となる地を選定する形で造営されていたことが理解されるのであり、河川交通路の存在と相俟って宮の造営には周到な計画性が存在したとみてよい。

さらに第四図は盆地外から侵入をはかる精魅・邪霊を防遏する境界祭祀の空間構成（「大和の衢⁶⁶」）を再現しようとした歴史地図であるが、磯城嶋金刺宮はまさしくこの祭祀空間の中心点に置かれていることを明白にも示しているのものであって、「大和の衢」は欽明朝の神祇制度改革の一環として宮を起点に四方に伸びる幹線道路の要衝に配置されたと推測される。また、「大和の衢」は各地域における交易や刑罰などの中心地でもあったことから、王権が民政に対して直接的支配を及ぼすための空間ともなつたと考えられ、さらに金刺宮からは北東・南東の方角



第四図 「大和の衢」(①海石榴市衢 ②軽衢 ③石上衢 ④当麻衢)

【●の地点が磯城嶋金刺宮推定地】

65 前掲註33) 拙著63-72頁。始祖帝王ホムツワケ(倭王讚)の磐余稚桜宮の付属園池として磐余池が造営されたと推定している。

66 「大和の衢」については前掲註16) 拙著を参照。

にそれぞれ神体山の三輪山・鳥見山が望まれ、またほぼ真東に外鎌山が聳え立つという宗教的・景観的な好立地を占めている事実をも指摘しておきたい。

(4) 斯鬼宮

最後に金石文史料(4)埼玉県稲荷山古墳出土鉄剣銘文にみえる「斯鬼宮」を検討してみよう。銘文の全文は次のようになっている⁶⁷。

(表)

辛亥年七月中記、乎獲居臣上祖名意富比埜、其兒多加利足尼、其兒名亘已加利獲居、其兒名多加披次獲居、其兒名多沙鬼獲居、其兒名半弓比、

(裏)

其兒名加差披余、其兒名乎獲居臣、世、為杖刀人首奉事来至今、獲加多支鹵大王寺在斯鬼宮時、吾左治天下、令作此百練利刀、記吾奉事根原也

銘文は辛亥年の7月に刻記された。その年紀に関しては雄略朝=ワカタケル大王の治世に当る471年説が有力であるが、干支一巡後の531年説も捨てがたい。なぜなら、鉄剣が出土したのは稲荷山古墳後円部の中心埋葬壇とは配置を異にする粘土槨で、その造営時期が出土須恵器の年代観によると6世紀にずれ込む可能性がある⁶⁸からであり、また531年には次に引用する伝記のような事件が王都で発生した蓋然性が高い。

或本に云はく、天皇、二十八年歳次甲寅に崩りましぬといふ。而るを此に二十五年歳次辛亥に崩りましぬと云へるは、百濟本紀を取りて文を為れるなり。・・・又聞く、日本の天皇及び太子皇子、俱に崩薨りましぬといへり。此に由りて言へば、辛亥の歳は、二十五年に当る。

(『日本書紀』継体25年12月条)

上は「百濟本紀」を情報源とした伝記で、書紀編者がわざわざ外国に由来する史料を掲載しているのは、国内文献の情報を信頼できなかった事情を映し出している。この文言によれば、継体天皇の治世25年に天皇とその日嗣の皇子が同時に死亡するという政変が発生したことを示唆しており⁶⁹、政変の結果欽明天皇が即位したと推定されるのである。欽明天皇の即位年次については、『元興寺伽藍縁起并流記資財帳⁷⁰』に、「大倭国仏法、創自斯婦嶋宮治天下天国案春岐広庭天皇御世、蘇我大臣稲目宿祢仕奉時、治天下七年歳次戊午十二月度来、」とあって、仏教が

67 埼玉県教育委員会『稲荷山古墳出土鉄剣金象嵌銘概報』(1979年)12頁。

68 上田正昭・大塚初重監修『稲荷山古墳の鉄剣を見直す』(学生社、2001年)192-197頁。

69 政変の存否に関してはさまざまな論議があつていまだに決着がついていない。詳しくは前掲註8)論著を参照。

70 竹内理三編『寧楽遺文』中巻(東京堂出版、1962年)383-394頁所収。

伝来した戊午（538）年を欽明天皇の治天下7年と伝えているので、その即位を辛亥年の翌壬子（532）年とみなすことができる。さらに『上宮聖徳法王帝説』は欽明治世下の戊午年に仏教が百済国から伝来したと記し、その治世年数を41年と数え、辛卯（571）年に崩御したと伝えているから、即位の年を531（辛亥）年とおさえることができる。

欽明即位年に関するそれらの説を重視すると、鉄剣銘文の記す辛亥年に杖刀人首の職務に就いていた乎獲居臣が「佐治天下」と自らの功績をことさらに称揚するような事件が発生し、ワカタケル大王の即位に重要な役割を果たしたことが推定されてくる。ただ、乎獲居臣が使用した「佐治天下」という語句は政変という概念と対応する語句というよりも、むしろ継続的な安定した権力の下での職務奉仕から導きだされた語句という印象があり、そうした点から言うとう上に想定される継体朝の政変とは直接に結びつき難いかも知れない。

ところで、ワカタケル大王は「大長谷若建命⁷¹」「大泊瀬幼武天皇⁷²」と称された雄略天皇のことだとする見方が定説化しているが、雄略は「大長谷（泊瀬）天皇⁷³」というのが正式の御名でワカタケルは通称であり、そうした観点からは欽明天皇に擬定できる可能性も存在する。欽明の王兄弟は三人であるが、その名号・諡号は次のようになっている。

〔名 号〕 〔諡 号〕

安閑天皇・・・勾大兄皇子——広国押武金日（広国押建金日）尊
 宣化天皇・・・松隈高田皇子——武小広国押盾（建小広国押楯）尊
 欽明天皇・・・諱不明——天国排開広庭（天国押波流岐広庭）尊

欽明の諱（実名）と諡号にはワカタケルの要素が窺えない。気になるのは諱が伝えられていない点で、慣習的な用法から推測すると磯城嶋王子などと呼ばれていたのかも知れない。それはともかくとして、生誕の順序から言えば父継体天皇即位後に生まれた欽明が最も若く、異腹の兄がいずれも「武（建）」=タケルと称されたことからすると、幼子であった欽明は「若建」「幼武」と通称されていた条件を満たしている。しかも欽明の宮室は磯城にあったと伝承されており、銘文の「斯鬼宮」と適合している。ただし、伝承された欽明の正式な宮号は一貫して「磯城嶋宮」であるから、銘文の「斯鬼宮」とは明らかに呼び名が異なっている点に留意する必要がある。

一方、同じようにして「斯鬼宮」は雄略の正宮たる「長谷（初瀬）朝倉宮」とも宮号が明確に異なっている。しかるに雄略には長谷（初瀬）宮以外にも磐余宮を領有し后を配置していたとする伝承があり⁷⁴、また長谷（初瀬）宮に落ち着く前には斯鬼宮や磐余宮にいた蓋然性も高く、

71 『古事記』雄略段。

72 『日本書紀』雄略即位前紀。

73 『古事記』允恭段には「大長谷命」とあり、同安康段に「大長谷王」と記す。『日本書紀』允恭2年2月条に大泊瀬稚武天皇とあり、同安康即位前紀には「大泊瀬皇子」とし、同清寧即位前紀に「大泊瀬天皇」と記す。

74 『日本霊異記』上巻第一に、「天皇、磐余宮に住みたまひし時、天皇、后と大安殿に寝て婚合したまへる」と記す。

銘文は乎獲居臣が雄略の王権が発足して間もない時期に大王の「寺」（政庁）が「斯鬼宮」に所在したことを記しており、筋書きにおいては矛盾点がない。さらに乎獲居臣の氏姓を考慮に入れると、臣は氏姓制度にいう臣（オミ）ではなく、允恭朝に制度化された意富美（オホミ）号とみなしてよく、そうした点からも銘文の年代を欽明朝初年にまで引き下げる必要はないものと判断される⁷⁵。

議論をさまざまな方向に展開してみた結果、鉄剣銘文の「斯鬼宮」はワカタケル大王=雄略天皇の宮室とみるのが無難であり、即位してから早い時期の政治的拠点として使用された宮室とみてよい。先述したように斯鬼（磯城）には5世紀代に県が設置されており、既に王権の強い影響力が及んでいた。また3章でも指摘しておいたように、本地域は水陸両交通上の要衝でもあり、とりわけ東国への重要な進出ルートに当たるといふ政治的性格の卓越した地域でもあった。欽明天皇はそうした雄略王権の遺産を引き継ぐ形で当地域に磯城嶋金刺宮を新たに造営したものと考えられるのである。

5 太陽神の神籬

磯城地名すなわち「石（シ）城（キ）」の起源は、神を祭るために石で築かれた神聖な区画・祭壇を意味する。そのような施設の設置を記した文章が次に引用する伝承である。伊勢神宮に天照大神を奉祭するようになった次第と倭大国魂神の祭祀由来とが同時並行的に書かれていることがわかる。後者についてはすでに別の論考⁷⁶において検討を終えているので、ここでは前者の天照大神の伊勢鎮座にまつわる伝承を問題としてみたい。因みに、周知のように伊勢神宮内宮の祭神は皇祖神天照大神であるが、その起源は『日本書紀』神代上・第五段本文の説明にあるように太陽神・大日靈貴（オホヒルメノムチ）であり、引用した書紀の文章は建国神話の論理に従って編纂時における潤色を受けており、本来は大日靈貴の祭祀伝承であったということ念頭に置いて読む必要がある。

- a 六年に、百姓流離へぬ。或いは背叛くもの有り。其の勢、徳を以て治めむこと難し。是を以て、晨に興き夕までに惕りて、神祇に請罪る。是より先に、天照大神・倭大国魂、二の神を、天皇の大殿の内に並祭る。然して其の神の勢を畏りて、共に住みたまふに安からず。故、天照大神を以ては、豊鍬入姫命に託けまつりて、倭の笠縫邑に祭る。仍りて磯堅城の神籬を立つ。亦、日本大国魂神を以ては、淳名城入姫命に託けて祭らしむ。然るに淳名城入姫、髪落ち体瘦みて祭ること能はず。

（『日本書紀』崇神6年条）

75 前掲註33) 拙著を参照。

76 前田晴人「倭大国魂神の創祀について」（『大阪経済法科大学論集』第105号、2014年）。

- b 天照大神を豊斟入姫命より離ちまつりて、倭姫命に託けたまふ。爰に倭姫命、大神を鎮めさせむ処を求めて、菟田の篠幡に詣る。更に還りて近江国に入りて、東美濃を廻りて、伊勢国に到る。(以下略)

(『日本書紀』垂仁25年3月条本文)

- c 一に云はく、天皇、倭姫命を以て御杖として、天照大神に貢奉りたまふ。是を以て、倭姫命、天照大神を以て、磯城の巖櫃の本に鎮め坐せて祠る。然して後に、神の誨の隨に、丁巳の年の冬十月の甲子を取りて、伊勢国の渡遇宮に遷しまつる。是の時に、倭大神、穗積臣の遠祖大水口宿祢に著りたまひて、誨へて曰はく、「太初の時に、期りて曰はく、『天照大神は、悉に天原を治さむ。皇御孫尊は、専に葦原中国の八十魂神を治さむ。我は親ら大地官を治さむ』とのたまふ。言已に訖りぬ。然るに先皇御間城天皇、神祇を祭祀りたまふと雖も、微細しくは未だ其の源根を探りたまはずして、粗に枝葉に留めたまへり。故、其の天皇命短し。是を以て、今汝御孫尊、先皇の不及を悔いて慎み祭ひまつりたまはば、汝尊の寿命延長く、復天下太平がむ」とのたまふ。時に天皇、是の言を聞しめして、則ち中臣連の祖探湯主に仰せて、卜ふ。誰人を以て大倭大神を祭らしめむと。即ち淳名城稚姫命、卜に食へり。因りて淳名城稚姫命に命せて、神地を穴磯邑に定め、大市の長岡岬を祠ひまつる。然るに是の淳名城稚姫命、既に身体悉に瘦み弱りて、祭ひまつること能はず。是を以て、大倭直の祖長尾市宿祢に命せて、祭らしむといふ。

(『日本書紀』垂仁25年3月条所引一云)

書紀本文の伝承a・bに記された天照大神の祭祀は次のように変遷したとされている。

大殿における天皇の親祭



倭笠縫邑の磯堅城の神籬（磯城の巖櫃の本）における豊斟入姫の祭祀



豊斟入姫から倭姫への交替



倭姫による伊勢遷座

まず、天照大神を最初大殿で祀っていたとする文章の根拠は『日本書紀』神代・下・第九段一書第三にあるだろう。すなわち天照大神が地上に降臨しようとする天忍穗耳尊に宝鏡を授けて、「吾が児、此の宝鏡を視まさむこと、当に吾を視るがごとくすべし。與に床を同くし殿を共にして、齋鏡とすべし」と指示した言辞である。これは伊勢神宮が成立し天孫降臨神話の骨子が整った時期における神話作成者の恣意的な構想であって、史実とは明確に弁別すべきもの

である。最近「同殿共床」を史実とみなす議論があるが⁷⁷、単純な形で後世に完成した王権神話の記述を史実と混同するのはきわめて危険である。したがってこの部分は本論の検討から除外しておきたい。

次に、豊楸入姫から倭姫に祭祀の主体が入れ換わったのは天皇の代替りによる皇女の交替を描いたものとみるべきである。ただし、これもまた史実ではなく、天武朝以降における伊勢斎宮制度を念頭に置いた潤色であると考えられる。さらに天照大神すなわち太陽神を代々の皇女が祀っていたというのは事実であろうが、豊楸入姫や倭姫が実在の皇女だということも疑問とすべきである。

最後に、大和から近江・美濃を経て伊勢に至るという大神の巡行説話も事実とはみなすことができない。ただ、初めに大和で祀られていた大神を伊勢に遷座させたという筋書き自体に虚偽はないと考えられ、源初の祭祀地とされる「倭の笠縫邑の磯堅城の神籬」は天照大神の祭祀の起源を物語る重要な言説とみることができる。その所在地について幾つかの説があり、三輪山西北麓の桧原神社の地が元伊勢とされ有力視されているが、根拠が薄弱で直ちに従えない。

次に、cの伝承はb本文の分註記事である。分註という割には詳しく具体的な事項が書き列ねてあり、むしろcの伝承を下敷きにしてb本文が新たに造作され、さらにbの前提となるaの文章が作られたという印象を持つ。つまり、倭姫命に象徴される皇女が「磯城の厳櫃の本」において大神の祭祀を執行する慣例が形成されていたが、やがて大神の託宣に基づき丁巳の年十月に伊勢へ遷座したというわけである。

丁巳年に関しては雄略朝（477年⁷⁸）・欽明朝（537年⁷⁹）の二説があるが、私見は欽明朝説が妥当であると判断している。というのも、前章で述べたごとく戊午（538）年に百濟から仏教が伝来しており、欽明天皇はその前年までに王権祭祀の制度改革を行って大神を伊勢に遷座させたと推測されるのである。そうすると、丁巳年以前には大神の祭祀は「磯城の厳櫃の本」で執行されるという慣例であったことが推測できる。問題は「倭の笠縫邑の磯堅城の神籬」と「磯城の厳櫃の本」との関係如何ということになるが、bによると皇女の交替に伴い祭場に変更があったとは何も書かれていないので、両者は同じ施設のことを別の表現で記したものと解釈できる。そうだとすると笠縫邑は倭の磯城に含まれる地域にあったと推測することができる。

笠縫とは、楯縫氏が儀式用の楯を造作する集団⁸⁰であったのと同様に、王権に貢納する聖なる笠を作るという意味であり、笠縫氏とその配下に組織されていた縫笠・笠縫作などと呼ばれた集団が摂津国に居住していたことが確かめられ（『延喜式』内匠寮条）、物部系の笠縫氏と曾曾笠縫氏らが饒速日尊に従って河内国に降臨し、その後大倭国鳥見白庭山に遷座したという⁸¹。これらの笠縫集団こそが磯城の笠縫邑に居住した人々であったのではなかろうか。笠縫邑とい

77 黒田龍二『纏向から伊勢・出雲へ』（学生社、2012年）。

78 岡田精司「伊勢神宮の起源」（『古代王権の祭祀と神話』塙書房、1970年）323-356頁。

79 和田萃「三輪山祭祀の再検討」（『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』塙書房、1995年）21-49頁。

80 加藤義成校注『出雲国風土記』（今井書店、1965年）47頁。楯縫郡・楯縫の地名由来を参照。

81 『先代旧事本紀』天神本紀に天孫に随従して天降った「笠縫部等祖天勇蘇」のこと、物部氏の始祖饒速日尊につき従った「笠縫等祖天津真浦」・「曾曾笠縫等祖天都赤麻良」の伝記がみえている。

う表現がされているのは、この邑が磯城県の貢納品である祭儀用の笠を主たる生産品とする集団の居住地であったことを示すと考えられる。前に述べておいたように初瀬川の広大な氾濫原に生える菅や藺草を用いて生産された菅笠や紫蓋・藺笠などであろう。そうすると笠縫邑は志貴御縣坐神社に近い金屋・粟殿がその故地であった可能性が高いと考えられるのである。

そして、注意すべきは伊勢神宮の祭儀に笠縫内人なる神職が存在することである。4月と9月に行われる神衣祭には「蓑笠」を供進する規定（『延喜式』伊勢太神宮・四月九月神衣祭条）になっていたが、供進対象が太神宮を始め数多くの摂社・末社に及んでいることであり、笠縫内人の配下に御笠縫（『延喜式』伊勢太神宮・九月神嘗祭条）が所属して多数の神事用の笠が製作されたのであり、度会宮にも同じく御笠縫が配属されていたことは言うまでもない。そうすると、磯城の笠縫邑は欽明朝に大神が伊勢へ遷座した際に設置された可能性があり、神事用の笠は当初には大和から伊勢へ供給されていたことになる。笠縫邑が太陽神の源初の祭場だったという由緒によるものであろう。

推測するに、おそらく笠縫邑に大きな榎の樹があり、その巨樹の根元に石列で囲った神籬が設置され太陽神が祀られたのであろう。上記の伝承では太陽神の祭祀が開始された時期のことは何も書かれていない。しかし、この祭祀が皇女によって担われた慣例があったとすると、王権の政治形態が女王制から男王世襲制に転換した画期がその開始時期を考える目安となるものと思う。それは倭の五王の時代が始まる5世紀初頭のことと推察されるのである⁸²。男王世襲制にあっては王が娶った複数の后妃との間に日嗣の資格を持つ男子が幾人も生まれ、それらの男子の中から最終的に王の後継者がひとり選定され、日嗣すなわち太陽の神霊を身に受けることになり、王権祭儀の執行によって「日の御子」が成立することとなる。そのように重要な太陽神祭儀の場が磯城に所在したのは、やはり当地が御諸山麓に位置し、神体山である御諸山の神霊から太陽の神霊が分化した蓋然性を示唆するものと言えらる⁸³。

『日本書紀』崇神48年正月条には次のような伝承がみえている。

天皇、豊城命・活目尊に勅して曰はく、「汝等二の子、慈愛共にひとし。知らず、曷をか嗣とせむ。各夢みるべし。朕夢を以て占へむ」とのたまふ。二の皇子、是に、命を被りて、浄沐して祈みて寐たり。各夢を得つ。会明に、兄豊城命、夢の辞を以て天皇に奏して曰さく、「自ら御諸山に登りて東に向きて、八廻弄槍し、八廻撃刀す」とまうす。弟活目尊、夢の辞を以て奏して言さく、「自ら御諸山の嶺に登りて、繩を四方に緝へて、粟を食む雀を逐る」とまうす。則ち天皇相夢して、二の子に謂りて曰はく、「兄は一片東に向けり。当に東國を治らむ。弟は是悉く四方に臨めり。朕が位に継げ」とのたまふ。

天皇の後継候補とされた兄弟はそれぞれ別の夢を見た。御諸山の頂に登攀しそこで自分が

82 前掲註33) 拙著参照。

83 前掲註76) 拙稿参照。

行ったことを天皇に報告したのである。御諸山の巔には周知のごとく大神神社の摂社である高宮神社⁸⁴が鎮座し、東方から昇る朝日の遙拝所となっていた。活目尊はその聖地において四方の統治権者に相応しい儀礼行為を行ったとされ、やがて崇神天皇の後継者となるのである。これは伝承であって史実とはみなすことができないけれども、王権の日嗣に関わる太陽神の祭儀が御諸山を起源としていた事実を窺わせる伝承といえることができるであろう。そして、高宮神社に対応する山麓の古い時期の霊場が上に説明してきた「磯城の神籬」であったのではなかろうか。大神神社の南辺に延喜式内の神坐日向神社が鎮座している。この社はおそらく高宮神社の里宮の性格を持つ太陽神の祭場であって、現在の社地は始源のままとは考え難いが、「磯城の神籬」の有力な候補地と推測できるのではなかろうか。

6 結語

欽明天皇の宮室と伝えられている磯城嶋金刺宮の所在地を、文献の批判的な検討に基づいた方法論によって明らかにしようと試みた。磯城の地名を手がかりに磯城嶋という宮号の特殊性を考慮に入れながら、かつての衢をめぐる専論を加味しつつ論議を展開した。もとより文献史学による究明作業には大きな限界があるので、歴史地理学の手法や考古学の発掘調査成果を援用しながら論議を重ねてみたが、その結果これまで漠然とした形で伝承されてきた小字「式嶋」の付近には初瀬川旧河道の痕跡しか存在せず、金刺宮の遺構は御諸山南麓付近には埋もれていなかった可能性が高く、むしろ初瀬川・栗原川が形成した扇状地の扇端に当る、桜井市粟殿付近に宮殿が所在した蓋然性が高いことを指摘することができた。今後は粟殿遺跡とその付近の諸遺跡の調査に期待がかけられるが、磯城に南接する地域は周知のように磐余であり、当地には欽明朝前後の時期に関係する数多くの宮室伝承が集中しているので、磯城・磐余地域の一体的な関連性を視野におさめた詳細な検討・議論が必要になると考えられる。

【城島遺跡発掘調査報告書一覧】

- 2013年8月末日時点で報告書未刊の場合は、やむを得ず記述を省略していることをお断りしておく。
- ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1989年度発掘調査報告書』1990年3月31日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1990年度発掘調査報告書』1991年3月30日
 - ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書9・桜井市城島遺跡外山下田地区発掘調査報告書』1991年12月28日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1991年度発掘調査報告書1・城島遺跡田中地区発掘調査報告書』1992年3月30日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1992年度発掘調査報告書1』1993年3月30日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1994年度発掘調査報告書1』1995年3月30日
 - ・奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報・第二分冊・1994年度』1995年3月31日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1995年度発掘調査報告書1』1996年3月30日
 - ・財桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財1997年度発掘調査報告書1』1998年3月31日
 - ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書19集・平成九年度国庫補助による発掘

84 三輪山文化研究会編『神奈備・大神・三輪明神』（東方出版、1997年）327頁。

欽明天皇の磯城嶋金刺宮について

- 調査報告書』1998年3月31日
- ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書20集・平成十年度国庫補助による発掘調査報告書』1999年3月31日
 - ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書21集・平成十一年度国庫補助による発掘調査報告書』2000年3月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2000年度発掘調査報告書1』2001年3月31日
 - ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書22集・平成十二年度国庫補助による発掘調査報告書』2001年3月31日
 - ・奈良県立橿原考古学研究所『奈良県遺跡調査概報・第二分冊・2001年度』2002年3月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2001年度発掘調査報告書1』2002年3月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2002年度発掘調査報告書2』2003年3月30日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2003年度発掘調査報告書1』2004年3月30日
 - ・桜井市教育委員会『桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書30集・平成十八年度国庫補助による発掘調査報告書』2008年3月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2004年度発掘調査報告書1』2009年3月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内埋蔵文化財2002年度発掘調査報告書6』2012年1月31日
 - ・(財)桜井市文化財協会『桜井市内遺跡発掘調査報告書・2011年度』2013年7月1日